

都築第一学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人都築第一学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601-1に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 横浜薬科大学 薬学部 健康薬学科
漢方薬学科
臨床薬学科
薬科学科
大学院 薬学研究科

(2) むろずみ幼稚園

- 2 この法人は、次に掲げる保育園を設置する。
むろずみ保育園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人は理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により選任する。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学園総長、または学園副総長
- (2) 横浜薬科大学の学長及びむろずみ幼稚園の園長
- (3) 前各号に規定する理事の推薦する評議員のうちから理事会で選任された者1人以上2人以内
- (4) 第1号から第2号に規定する理事の推薦する学識経験者1人以上2人以内。ただし、学園の創設、維持、運営に顕著な功績が認められる者でなくてはならない。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する理事は、学園総長、学園副総長、学長、園長、または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 第1項に規定する理事は、理事会の議を経て理事長がこれを任命する。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

- 2 監事は理事、評議員、この法人の職員（この学校法人の設置する大学の学長、幼稚園の園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）及び評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選任する。
- 3 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号から第3号までに規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常任理事の職務等)

第12条 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

- 2 常任理事会は、理事のうちから1人以上3人以内で構成する。
- 3 常任理事会の細部については、別に定めるところによる。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行なう業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他

の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 16 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため 3 分の 2 以上に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 17 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを理事長の責任において事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 19 条 この法人に評議員会を置く。評議員会は 15 人以上 21 人以内の評議員をもって組織する。ただし、理事の二倍を超えるように選任するものとする。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議をすることができない。ただし、第 10 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 20 条 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席理事のうちから互選された理事」とあるのは、「出席評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 21 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産、その他の重要な資産の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 解散（合併、又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (11) 寄附行為の施行細則の制定
- (12) その他、この法人の事業に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

（評議員会の意見具申等）

第 22 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事長
- (2) 学園総長、学園副総長、横浜薬科大学の学長、むろずみ幼稚園の園長のうちから 2 人又は 3 人
- (3) この法人の職員のうちから理事会において選任された者、3 人以上 5 人以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上の者のうちから、理事会において選任された者 1 人又は 2 人
- (5) この法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任された者 8 人以上 10 人以内

2 前項に規定する評議員は理事会の議を経て理事長がこれを任命する。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する評議員は、この法人の理事長、学園総長、学園副総長、横浜薬科大学の学長、むろずみ幼稚園の園長、この法人の職員の職、又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第 24 条 評議員（前条第 1 項第 1 号から第 2 号までに規定する評議員を除く。この条中以下同じ。）の任期は 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選定されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第 25 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 学園総長及び学園副総長

(学園総長)

第26条 この法人に学園総長をおく。

- 2 学園総長は、この法人の設置する学校及び付属施設全般の教学を総理する。
- 3 学園総長となる者は、この法人の創立者及びその創立者の教育理念を継承する後継者でなくてはならない。
- 4 学園総長は、理事会において推薦された者のうちから評議員会の同意を得て理事長が任命する。

(学園副総長)

第27条 この法人に学園副総長をおくことができる。

- 2 学園副総長は、学園総長を補佐する。
- 3 学園副総長は、理事長が、学園総長の意見を聞いて、第26条第3項に準ずる者の中から理事長が任命する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料収入、入学金収入及び検定料収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) 国、又は地方公共団体の助成金(補助金)
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産及び運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産、並びに運用財産中の不動産、及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長において作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び実績の報告は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長において監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計決算上剰余を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（住所を除く。）を作成したときこれらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第 39 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 41 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 42 条 この法人は、私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる理由によるほか、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の意見を聞いて解散する。

- 2 前項の事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、出席理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。
- 4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第 43 条 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産は、解散したときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 44 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

- 2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 45 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前2項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法、その他

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人都築第一学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理ならびに運営に関し、必要な基本的事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	吉 武 哲 子
理 事	都 築 貞 枝
理 事	結 城 和 三
理 事	岡 部 三 刀
理 事	岸 厚
理 事	青 沼 一 郎
理 事	横 田 ヨ ネ
監 事	岸 亀 吉
監 事	森 口 義 美

- 2 第23条第1項第4号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校卒業生が年令25年以上になるまでの間「園児の父兄」と読みかえる。

- 3 この寄附行為は、昭和54年3月31日から施行する。

附 則

平成16年11月29日福岡県知事認可のこの寄附行為は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

平成17年3月28日福岡県認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年12月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

- 附 則
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年5月17日）から施行する。
- 附 則
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年5月14日）から施行する。
- 附 則
この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。
- 附 則
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年7月2日）から施行する。
- 附 則
令和2年3月31日文部科学大臣の認可を受けたこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。